

## 田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第17条の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

**第2条** 協議会の予算は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第15条第1項の規定に基づく関係町村の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する経費を歳出とする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、会計年度予算を調製し、協議会の会議に報告しなければならない。

### (予算の補正)

**第3条** 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に報告しなければならない。

### (歳入歳出予算の款及び項の区分)

**第4条** 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める項以外の項を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

**第5条** 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預けなければならない。

### (協議会出納員)

**第6条** 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

### (予算の流用及び充用)

**第7条** 会長は歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

### (決算等)

**第8条** 協議会の出納は、翌年度の4月末日をもって閉鎖する。

2 会長は、出納の閉鎖後1か月以内に決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査に付された日から20日以内に会長に意見を提出しなければならない。

4 会長は、前項の意見を付して、協議会の会議に報告するものとする。

### (収入及び支出の手続)

**第9条** 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

一 現金出納簿

二 その他必要な簿冊

### (補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則(平成15年6月27日決裁)

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

### 別表第1(第4条関係)

#### 歳入予算の款、項

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県支出金
3 諸収入	1 諸収入

### 別表第2(第4条関係)

#### 歳出予算の款、項

款	項
1 総務費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費